

要綱記載検討事項

※基本的な事項（資料 5 - 3）のほか、記載を検討している事項

※道内導入済自治体の一部で採用している条項から引用

（子に関する記載）

第 9 条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証に当該子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書（第 1 号様式）に、宣誓者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。宣誓者が新たに当該宣誓者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

（受領証等の変更）

第 10 条 受領者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第 8 号）及び受領証等に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

- (1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前 3 か月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写し又は現住所を証する書類（届出日前 3 か月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

（宣誓の無効）

第 11 条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第 3 号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があつたとき
- (3) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号を公表することができる。

(個人情報取扱)

第 条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

(周知啓発)

第 条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めなければならない。